

公海等における環境影響評価の実施に関するガイドライン案

令和 7 年〇月〇日

環境省

第 1 章 総則

第 1 目的

このガイドラインは、令和 5 年 6 月 19 日に採択された海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定（以下「協定」という。）第 4 部（第 27 条から第 39 条まで）に規定する環境影響評価を、関係行政機関及び事業者が適切かつ円滑に実施することを確保し、もって海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献することを目的とする。

このガイドラインは、具体的には、次に掲げることのために必要な事項を定めるものである。

- (1) いずれの国の管轄にも属さない区域（公海及び深海底）（以下「公海等」という。）で実施される我が国の管轄又は管理の下にある計画された活動の実施の決定を行う前に、当該活動が海洋環境に及ぼす潜在的な影響について、調査、予測及び評価、公の通報及び協議、環境影響評価報告書等の作成及び公表、影響の監視及び報告その他の手続が、協定と適合しつつ、適正に行われることを促進すること。
- (2) 我が国の管轄の下にある海域（領海、排他的経済水域及び大陸棚）で実施される我が国の管轄又は管理の下にある計画された活動が公海等において海洋環境に及ぼす潜在的な影響について、環境影響評価、公表、監視その他の手続が、環境影響評価に関して政府が定める手続に従って、協定と適合しつつ、適正に行われることを促進すること。

第 2 定義

このガイドラインにおいて、(1)及び(2)に掲げる用語の定義は、それぞれ(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価 活動の実施が海洋環境に及ぼす影響（以下「環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその活動に係る海洋環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
- (2) クリアリングハウスメカニズム 協定の規定に基づいて行われる活動に関する情報にアクセスし、並びに当該情報を提供し、及び周知することを可能とするための単一のプラットフォームとしての役割を果たすものであって、協定第 51 条に基づき設置される情報交換の仕組みをいう。

第 3 適用範囲

第 2 章第 1 の 1 の所管官庁が、公海等において計画される活動について、次の要件をいずれも満たしていると判断する場合には、当該所管官庁又は同章第 2 の 1 の活動者は、このガ

イドラインに基づく選別又は環境影響評価を実施する必要はない。

- (1) 当該活動の潜在的な影響が、国際的な枠組みの定める要件に従って評価されていると当該所管官庁が判断するもの。
- (2) 当該活動に対して既に行われた環境影響評価がこのガイドラインに基づいて要求されるものと同様であり、その評価の結果が第2章第2の1の対象活動の計画に考慮されているか、又は、国際的な枠組の規制若しくは規格が、このガイドラインに基づく環境影響評価のための基準を下回る形で潜在的な影響を防止し、緩和し、若しくは管理するために設計されており、これを活動者が遵守していると当該所管官庁が判断するもの。

第2章 公海等で実施される活動に係る手続

第1 選別を行う必要があるか否かの判断

- 1 実施に際し国の許可等を要する活動、国の補助金等の交付の対象となる活動、特別の法律により設立された法人がその業務として行う活動、国が行う活動など、実施することができるか否かを国が決定する活動（以下「国の許可等を要する活動等」という。）が、公海等において計画される場合において、当該活動を実施することができるか否かを決定する所管官庁（以下この章において単に「所管官庁」という。）は、当該活動の実施により海洋環境に及ぼす影響が軽微若しくは一時的な影響を上回るおそれがあり又は活動の影響が不明であり若しくは十分に理解されておらず、もって第2の選別を行う必要があるとするか否かを、環境省に協議して判断するものとする。（なお、第1章第3（適用範囲）が示すとおり、同(1)及び(2)の要件をいずれも満たしていると所管官庁が判断する場合には、このガイドラインに基づく選別又は環境影響評価を実施する必要はない。）
- 2 公海等において国の許可等を要する活動等であって類似のものが頻繁に計画される場合であって、当該活動等の所管官庁が個別活動ごとに協議をする1の手続を簡素化する必要があると認めるときは、当該所管官庁は、当該活動等に関する1の判断の基準を環境省に協議して作成することができる。その場合、当該所管官庁は環境省に協議することなく、当該基準に照らして1の判断をすることができる。

第2 選別

- 1 第1において選別を行う必要があると所管官庁が判断したときは、当該判断の対象である活動（以下「対象活動」という。）を実施しようとする者（以下「活動者」という。）は、次に掲げる事項を、所管官庁に書面により送付するものとする。当該送付をする者は、送付に際し、英語による翻訳文を付すものとする。
 - (1) 活動者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該対象活動についての説明（目的、場所、期間及び規模を含む。）
 - (3) (2)の場所の特性及び生態系（特に生態学的若しくは生物学的な重要性又は脆弱性を有する区域である場合にはその旨を含む。）
 - (4) 当該対象活動の種類、当該対象活動に使用する技術及び当該対象活動の実施方法
 - (5) 潜在的な影響に関する初期の分析（累積的な影響及び協定の締約国の管轄の下にあ

る区域における潜在的な影響の検討並びに適当な場合には当該対象活動の代替案についての検討を含む。)

(6) 当該対象活動の影響が不明であり、又は十分に理解されていない場合にはその程度

(7) 関連する生態学的又は生物学的基準が存在する場合にはその基準

2 1の送付を受けた所管官庁は、対象活動について、協定第30条、第31条1(a)及び第38条を踏まえた選別を行い、対象活動が実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な変化をもたらすおそれがあると信ずるに足る合理的な理由があると認めるときは(1)の措置を、当該理由があると認められないときは(2)の措置をとるものとする。

(1) 本ガイドラインによる環境影響評価その他の手続が行われる必要がある旨の決定及びその理由を、書面をもって、送付をした者に通知すること。

(2) 本ガイドラインによる環境影響評価その他の手続が行われる必要がない旨の決定及びその理由を、書面をもって、送付をした者に通知すること。

3 1の送付を受けた所管官庁は、2の通知の措置をとるときは、当該送付をされた書面に記載された事項、当該通知及び英語による翻訳文をクリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。

4 所管官庁は、2(2)の通知をした場合であって、協定第31条1(a)(ii)に基づき、協定の締約国が3の登録が公表された日から起算して40日を経過する日までの間に、当該通知に係る対象活動の潜在的な影響に関する同国の懸念を我が国に表明した場合には、当該懸念を考慮するものとし、2の選別について再検討することができる。また、当該所管官庁は、協定第49条により設置される科学技術機関（以下単に「科学技術機関」という。）により、当該懸念への回答の機会が設けられる場合には必要な対応を行うこととし、さらに、2(2)の通知に関する勧告が出された場合には、これを考慮するものとする。

5 所管官庁は、4の場合において、これらの考慮又は再検討の結果、2(2)の通知の日の翌日から起算して60日を経過する日までの間に、2の選別の結果を変更する旨又は変更しない旨及びそれぞれその理由を、クリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。

第3 範囲の選定

1 第2の2(1)の通知を受けた活動者は、当該通知に係る対象活動の環境影響評価を行う範囲について、第2の4の懸念又は勧告がある場合にはこれらを考慮しつつ、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて、次に掲げる事項を記載した書面（以下「範囲選定書」という。）を作成するものとする。

(1) 活動者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該対象活動についての説明（目的、場所、期間及び規模を含む。）

(3) (2)の場所の特性及び生態系（特に生態学的若しくは生物学的な重要性又は脆弱性を有する区域である場合にはその旨を含む。）

(4) 当該対象活動の種類、当該対象活動に使用する技術及び当該対象活動の実施方法

(5) 当該対象活動に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

- 2 活動者は、第3（範囲の選定）の手續を通じて、対象活動による主要な環境上の影響その他関連する影響（例えば、経済的、社会的、文化的及び人の健康に対する影響。潜在的で累積的な影響及び協定の締約国の管轄の下にある区域における影響を含む。）を特定し、また該当する場合には、対象活動の代替案を特定するものとする。
- 3 活動者は、範囲選定書を作成したときは、第2の2(1)の通知をした所管官庁に対し、当該範囲選定書及びこれを要約した書類を送付するものとする。当該活動者は、送付に際し、英語による翻訳文を付すものとする。
- 4 所管官庁は、3の送付を受けたときは、それらをクリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。
- 5 協定の締約国又は範囲選定書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、4の登録の日の翌日から起算して40日を経過する日までの間に、所管官庁を経由して、活動者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。
- 6 所管官庁は、4の登録から40日を経過した後、速やかに、活動者に対し、5の意見書に記載された意見に配意しつつ、範囲選定書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 7 活動者は、5又は6の意見が述べられたときは、所管官庁に対し、当該意見及び当該意見についての見解又は当該意見に対処した方法を記載した書類並びにそれらの英語による翻訳文を送付するものとする。所管官庁は、当該送付を受けたときは、クリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。

第4 環境影響評価の実施

- 1 活動者は、第3の5及び6の意見を勘案して第3の1(5)の事項に検討を加え、対象活動に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するものとする。
- 2 活動者は、1により選定した項目及び手法に基づいて、対象活動に係る環境影響評価を行うものとする。

第5 環境影響評価報告書

- 1 活動者は、第4により対象活動に係る環境影響評価を行った後、次に掲げる事項を記載した環境影響評価報告書の案（以下「評価報告書案」という。）を作成するものとする。
 - (1) 第3の1(1)から(4)までに掲げる事項
 - (2) 第3の5の意見がある場合にはその概要
 - (3) 第3の6の所管官庁の意見
 - (4) (2)及び(3)の意見についての活動者の見解
 - (5) 第4の1により選定した環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
 - (6) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの
 - イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの
 - ロ 潜在的な影響（潜在的で累積的な影響及び国の管轄の下にある区域における影響

を含む。) についての説明

ハ 不確実性及び知識の欠如についての説明

ニ 環境の保全のための措置（防止、緩和及び管理のための潜在的な措置並びに事後の措置（環境管理計画を含む。））についての説明。）

ホ 対象活動の合理的な代替案の検討についての説明

- 2 活動者は、評価報告書案を作成したときは、所管官庁に対し、評価報告書案及びこれを要約した書類を送付するものとする。当該活動者は、送付に際し、英語による翻訳文を付すものとする。
- 3 所管官庁は、2の送付を受けたときは、それらをクリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。
- 4 協定の締約国、科学技術機関又は評価報告書案について環境の保全の見地からの意見を有する者は、3の登録の日の翌日から起算して40日を経過する日までの間に、所管官庁を経由して、活動者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。
- 5 所管官庁は、3の登録から40日を経過した後、速やかに、活動者に対し、4の意見書に記載された意見に配意しつつ、評価報告書案について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 6 活動者は、4又は5の意見が述べられたときは、所管官庁に対し、当該意見及び当該意見についての見解又は当該意見に対処した方法を記載した書類並びにそれらの英語による翻訳文を送付するものとする。所管官庁は、当該送付を受けたときは、クリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。
- 7 活動者は、4又は5の意見が述べられたときは、これを勘案して評価報告書案の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるときは、修正をし、必要に応じて、第3から第5までの環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行うものとする。
- 8 活動者は、7の環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価報告書案に係る環境影響評価の結果に、7の環境影響評価を行わなかった場合には、評価報告書案に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価報告書（以下「評価報告書」という。）を作成するものとする。
 - (1) 1(1)から(6)までに掲げる事項
 - (2) 4の意見がある場合には、その概要
 - (3) 5の所管官庁の意見
 - (4) (2)及び(3)の意見についての活動者の見解
- 9 活動者は、評価報告書を作成したときは、所管官庁に対し、評価報告書及びこれを要約した書類を送付するものとする。当該活動者は、送付に際し、英語による翻訳文を付すものとする。
- 10 所管官庁は、9の送付を受けたときは、それらをクリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。

第6 評価報告書の許可等意思決定への反映

- 1 所管官庁は、対象活動を実施することができるか否かを決定する場合には、評価報告書

の記載事項を十分に考慮し、海洋環境に及ぼす著しい悪影響の防止に適合する方法で対象活動を実施することができることを確保するためのあらゆる合理的な努力を払ったと判断した場合にのみ、当該対象活動の実施の決定を行うものとする。

- 2 所管官庁は、緩和のための措置及び事後の要件に関する承認の条件を付することができる。この場合、1の決定に係る文書において、当該条件を明確に記載するものとする。
- 3 所管官庁は、対象活動を実施することができるか否かを決定した後、当該決定に係る文書を、クリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。当該決定を変更した場合、所管官庁は当該決定に係る文書に当該決定の理由を記録した文書を含め、クリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。

第7 監視及び報告

- 1 第5の9の送付を行った活動者は、所管官庁が対象活動を実施することができる旨を決定した場合、入手可能な最良の科学及び科学的な情報並びに可能な場合には先住民及び地域社会の関連する伝統的な知識を用いて、当該決定に係る対象活動に係る環境上の影響その他関連する影響（例えば、経済的、社会的、文化的及び人の健康に対する影響）を監視し、当該監視の結果に係る報告書（以下「定期報告書」という。）を、定期的に作成するものとする。
- 2 活動者は、定期報告書を作成したときは、所管官庁に当該定期報告書及びこれを要約した書類を送付するものとする。当該活動者は、送付に際し、英語による翻訳文を付すものとする。
- 3 所管官庁は、2の送付を受けたときは、それらをクリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。

第8 許可等がされた活動及びその影響の検討

- 1 所管官庁は、第6の1の対象活動の実施の決定を行った後、対象活動の環境影響評価において予見されなかった環境影響であって、その性質上若しくは重大性において著しいものを認める場合又は第6の2の承認の条件が付された場合において当該条件の違反から生ずる著しい環境影響を認める場合には、第6の1の決定を再検討し、その旨をクリアリングハウスメカニズムに登録するとともに、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 当該活動者に対し、それらの環境影響を防止し、緩和し、若しくは管理するための措置を提案し、及び実施することを要求し、若しくは他の必要な措置をとり、又は適当な場合には、当該対象活動を停止すること。
 - (2) (1)の措置を適時に評価すること。
- 2 所管官庁は、第6の1の対象活動の実施の決定を行った後、次の事項について考慮するものとする。
 - (1) 科学技術機関が、協定に基づき、対象活動の環境影響評価において予見されなかった著しい環境影響又は第6の2の承認の条件の違反から生ずる著しい環境影響を及ぼすおそれがあると認める場合に、我が国に対して行う通報及び勧告
 - (2) 協定の締約国が、協定に基づき、(1)の環境影響を及ぼすおそれがあるとして我が国

又は科学技術機関に対して登録する懸念

第9 その他

- 1 所管官庁は、第2の3及び5、第3の4及び7並びに第5の3、6及び10によりクリアリングハウスメカニズムに登録した際、対象活動が実施される場所が開発途上にある島嶼国に隣接し、当該国が当該対象活動により潜在的に最も影響を受ける可能性のある場合には、当該国に対し外務省を通じて個別の通知を行う等の方法により、クリアリングハウスメカニズムに登録した旨が当該国に周知されることを確保するものとする。
- 2 第2の4前段若しくは第8の2による懸念の表明又は第3の5若しくは第5の4による意見書の提出が、協定の締約国によるものであって、当該国の管轄の下にある区域における潜在的な影響に関するものである場合には、所管官庁は当該懸念又は意見を特に考慮するものとする。
- 3 計画された活動が、国の排他的経済水域によって完全に囲まれた公海等に環境影響を及ぼすことが見込まれるときは、当該活動の所管官庁は、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 当該国に対する事前通報を含む緊密な協議を行うこと。
 - (2) 当該国の当該活動に関する見解及び意見を検討し、当該見解及び当該意見に明示的に対処する書面による回答を行い、並びに適当な場合には、これに応じて当該活動を修正すること。
- 4 所管官庁は、このガイドラインに従ってクリアリングハウスメカニズムへの登録を行うときは、秘密の又は専有する情報は含めないものとする。ただし、所管官庁は当該秘密の又は専有する情報を編集したときは、その旨をクリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。
- 5 所管官庁は、第1章第3(1)の要件に該当するときは、当該要件に従って実施された環境影響評価に係る報告書及び英語による翻訳文をクリアリングハウスメカニズムに登録するものとする。
- 6 所管官庁は、第1章第3(2)前段の要件のとおり、対象活動に対して既に行われた環境影響評価がこのガイドラインに基づいて要求されるものと同等であり、その評価の結果が対象活動の計画に考慮されている場合であって、国際的な枠組みの定める要件に従って監視及び検討の対象となる場合を除くほか、当該活動を監視し、及び検討し、並びにその監視及び検討に関する報告書がクリアリングハウスメカニズムを通じて公表されることを確保する。
- 7 協定に基づき科学技術機関が我が国に行う通報若しくは勧告又は協定の締約国が我が国若しくは科学技術機関に対して登録する懸念について、所管官庁が科学技術機関若しくは当該国に対して回答し、我が国の見解を説明し、又は協議する場合には、活動者はこれに協力するものとする。

第3章 我が国の管轄の下にある海域で実施される活動に係る手続

我が国の管轄の下にある海域で実施される我が国の管轄又は管理の下にある計画された活動が、公海等において実質的な海洋環境の汚染又は海洋環境に対する重大かつ有害な

変化をもたらすおそれがあると、当該活動の所管官庁が判断する場合には、当該活動を実施しようとする者は、当該活動の環境影響評価をこのガイドラインに従って実施するか、又は政府が定める手続に従って実施するものとする。このうち、政府が定める手続に基づき環境影響評価を実施するときは、当該所管官庁は、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 当該活動を実施する者又は当該所管官庁が公表するものとして当該手続が規定する書類及び英語による翻訳文を、クリアリングハウスメカニズムに登録すること。
- (2) 当該手続に適合する方法で、当該活動に係る環境影響が監視されることを確保すること。
- (3) 当該手続に従って作成される環境影響評価に係る報告書及び(2)の環境影響の監視に係る報告書を、クリアリングハウスメカニズムに登録すること。

附則

- 1 このガイドラインは、協定が日本国について効力を生ずる日から適用する。
- 2 このガイドラインは、協定第 38 条に基づき科学技術機関が作成する環境影響評価に関連する規格又は指針、協定の締約国会議における今後の決定内容、公海等における環境等に関する今後の科学的知見の充実、公海等における活動に関する国際的な動向又は他の締約国による協定の国内担保の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

以上